

発行 株式会社ラベルバンク
 大阪市淀川区西中島 5-12-8
 新大阪ローズビル 6F
<https://www.label-bank.co.jp/>
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞 第201号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
 We make food labeling accessible for everyone.



食品表示基準等の一部改正 （機能性表示食品関連）が公表されました

2025年10月1日、消費者庁より食品表示基準等の一部改正が公表されました。これまで表示禁止事項とされていた機能性関与成分以外の成分を強調する用語のうち、成分を添加していないこと、成分を含まないこと等の表示については、一般的な食品と同様に容器包装上への表示が可能とするよう改正されています。

第9条および第23条の改正点（基準「[新旧対照条文](#)」より一部抜粋）

改正前

栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第9の第1欄に掲げる栄養成分を含む）を強調する用語

 Label bank



食品表示調査サービス

原材料及び添加物の適合性検証
 容器包装への表示案の適合性検証

改正後

消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第9の第1欄に掲げる栄養成分を除く）を含むことを強調する用語

改正により可能となる表示として、「砂糖不使用」「食塩無添加」や、「糖質オフ」「ノンカフェイン」等が想定されています（「[機能性表示食品における「成分を強調する用語」について（消費者庁）](#)」参照）。

「食品表示基準Q&A」も改正されており、これまでどおり表示禁止事項とされている「含むことを強調する用語」の表示例についてのQ&A（加工-277-2）が追加されました。（Q&A「[新旧対照表](#)」より一部抜粋）

1 機能性表示食品に関して表示禁止事項としている、「含むことを強調する用語」の対象となる成分は、届け出た機能性関与成分及び食品表示基準別表第9の第1欄に掲げる栄養成分以外の成分です。

2 1の表示禁止の対象となる成分としては、例えば、以下の表示が該当します。

- 含むことの表示や強化されたことの表示
- 別記様式2又は3による栄養成分表示に近接した箇所（栄養成分表示の枠の下等）以外の箇所における成分名とその含有量を併記した表示

3 なお、成分を含まないことや使用していないこと、成分の量が低減されたことの表示は、「含むことを強調する用語」には該当しません。

別表第9の第1欄に掲げる栄養成分とは、たんぱく質、食物繊維、ビタミン、ミ

ネラルなどを指します。これまでどおり禁止される表示の例として、「GABAたっぷり」「難消化性デキストリン強化」等が想定されています。

ビタミンやミネラルなどについては、これまでどおり「含むこと」の強調は可能です。ただし「機能性表示食品の届出等に関する手引き」の表示禁止事項が改正されている点に注意が必要です。（手引き「[新旧対照表](#)」より一部抜粋）

（c）食品表示基準別表第9に掲げられている栄養成分のうち、過剰摂取により健康障害のリスクが想定される成分及び含有量については、加工食品において、成分名をその含有量とともに主要面等（食品表示基準別記様式3の枠外の下部を除く。）に強調して表示することは、望ましくない。

機能性表示食品は反復・継続して摂取されることが見込まれることから、「日本人の食事摂取基準」の「[耐受上限量](#)」に達しないよう留意するなど、合理的理由をもって含有量の設定をすることが必要とされています。

食品表示基準は3月にも改正されており、今年2回目となります。改正履歴を確認する際は「[これまでの食品表示基準の改正概要について](#)」を、詳細は「[食品表示基準のこれまでの改正](#)」を参照すると分かりやすいと思います。

（川合）

この記事はウェブで
 お読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンして
 アクセスください。



ミニコラム

カナダにおける

「糖類を含まない旨」の表示要件に関する改定

2025年1月17日から2025年4月2日まで実施した意見公募の結果を受け、カナダ保健省 (Health Canada) が2025年9月2日より「糖類を含まない旨 (free of sugars)」の表示要件に関する改定を発表しました。

改定の概要

食品医薬規則B.01.513の栄養成分表示—認められる栄養成分に関する表記および強調表示一覧表 (Nutrition Labelling — Table of Permitted Nutrient Content Statements and Claims) をもとに経緯を整理してみます。

2022年以前、「糖類を含まない旨 (free of sugars)」は、1食あたり0.5g未満の糖類を含むほか、「カロリーを含まない旨」の表示要件である「1食あたり5kcal未満」の基準にも準拠する必要がありました。

そして2022年に、「カロリーを含まない旨」の基準から、「低カロリーである旨」の表示要件である1食あたり40kcal以下^(※)へと緩和されましたが、その際に、チューインガムの除外規定が削除されました。(またこの改正時に、「0g sugar」、「zero g sugar」、「0 gram sugar」、「zero gram sugar」など「糖類を含まない」(free of sugars)の類似表現も基準に取り入れられました)

しかし「低カロリー (low in energy) である旨」の表示要件に、参照量30gまたは30mL以下の食品について50gを基準にカロリーを計算するというエネルギー密度の基準があったことから、チューインガムが「糖類を含まない旨 (free of sugars)」の対象外になるなど意図せず影響を与えたため、2025年の改定でチューインガムの除外規定を復活させました。

各国の糖類を含まない旨に関する強調表示

カナダのケースは、強調表示基準に複数の種類の要件を含む場合の注意を学ぶことができます。比較のために各国の「糖類を含まない旨」の基準を見直すと、カロリー関連の明記事項など他の表示の要件が定められている場合もあります。



対象国	表示要件
カナダ	(a) 1食あたりの糖類含有量は0.5g未満 (b) 「低カロリー」の表示要件に適合、1食あたり40 kcal以下 ^(※) (チューインガムを除く)
アメリカ	(a) 1食あたりの通常消費基準量(RACC)および表示された1食分あたりの糖類含有量は0.5g未満(または、食事・主菜の場合、表示された1食あたりの糖類含有量は0.5g未満) (b) 原材料表示の脚注として「微量の糖類を含む」など ^(※) 明記する場合を除き、糖類である、または一般的に糖類を含むと認識される原材料を含まない (c) カロリーに関連する備考事項を明示すること(例: 「低カロリー」または「低カロリー食品ではありません」)
EU	食品100gもしくは飲料100mlあたりの糖類含有量は0.5g以下
韓国	食品100gもしくは飲料100mlあたりの糖類含有量は0.5g未満
台湾	食品100gもしくは飲料100mlあたりの糖類含有量は0.5g以下

(No added sugar (糖類不使用)の規則とは異なります)

カナダの2022年改正の例は、「糖類を含まない旨」の強調表示基準値の見直しによる制限の緩和といえます。一方で特定の栄養成分を含む旨の警告表示 (またはスコアリング表示) もトレンドといえますので、日本の表示ガイドラインと併せて常に確認しておくことが大切です。

(※)2025年10月29日更新

(王)

この記事はウェブでお読みいただけます。

右のQRコードをスキャンしてアクセスください。



執筆書籍 好評発売中!



新訂2版

基礎からわかる

食品表示の法律・実務ガイドブック



新訂2版 基礎からわかる食品表示の法律・実務ガイドブック

著者: 石川直基 的早剛由
株式会社ラベルバンク

出版社: 第一法規株式会社

発刊日: 2023年10月19日

価格: 4,290円(本体: 3,900円)

<https://www.label-bank.co.jp/column>



今月のお気に入り言葉

一葉落ちて天下の秋を知る

(ことわざ)



Label bank

毎月1日発行

WEBサイト:

<https://www.label-bank.co.jp/>

発行 株式会社ラベルバンク

〒532-0011

大阪市淀川区中島5-12-8

新大阪ローズビル6F

お問い合わせ:

customer@label-bank.co.jp

Tel. 03-6260-9540